# 第1章 学校選択制の振返り

# 1 調布市における学校選択制導入の経緯と制度の概要

### (1) 調布市における学校選択制導入の経緯

市町村教育委員会は、当該市町村の設置する小学校又は中学校が2校以上ある場合、学校教育法施行令第5条の規定により、就学予定者等の就学すべき小学校又は中学校を指定することとされています。その際、市町村教育委員会は、あらかじめ学校ごとに通学区域を設定し、これに基づいて就学すべき学校(指定校)を指定しています。

しかし、平成9年、行政改革による規制緩和の推進のため、文部省(当時)から、教育上の影響等に留意しつつ、通学区域制度の弾力的運用に努めることを求めた「通学区域制度の弾力的運用について(通知) (P66)」が発出され、これにより一部の自治体が学校選択制を導入しました。

調布市教育委員会では、平成16年度に設置された市民公募を含む20人の委員からなる「学校教育充実プラン検討委員会」において、学校教育の様々な課題の解決に向けた検討を実施しました。その部会の一つであった個性伸長部会において、中学校の学校選択制の導入について議論がなされた結果、「子どもの個性を伸長する」ことを目的として、平成18年度(平成19年度入学者)から本制度を実施し、現在まで継続しています。

#### (2) 学校選択制の概要

学校選択制は、学区域外の学校(指定校以外)でも入学を希望すれば、 受入れ予定人数の範囲内で入学できるようにする制度です。

調布市教育委員会では、全ての市立中学校の中から1校を選択することができる「自由選択制」を導入しています。この制度を利用して中学校を選択できる機会は中学校へ就学する時のみであり、入学希望者がその学校の受入れ予定人数を上回った場合は、学校選択制による入学希望者内での抽選により入学者を決定します。



## ≪学校選択制の概ねの流れ≫



# 2 調布市における実施状況・近年の傾向

学校選択制の制度導入当初からの利用比率は、年度によって若干の変動はありますが、別表1のとおり概ね12%から19%程度を推移しています。また、各年度の選択制申請数と受入予定人数については次頁別表2のとおりです。

なお、受入予定人数の設定については、平成19年度新入学の実施当初は学校施設の転用可能な普通教室などを考慮し、各学校2学級を限度として人数を設定していました。

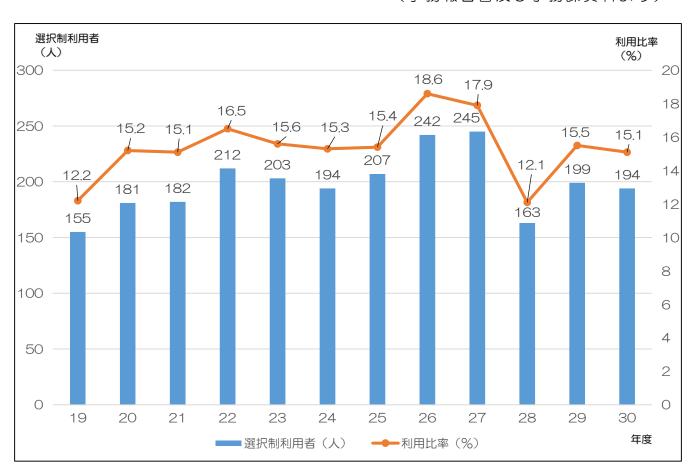
平成20年度新入学以降は、新入学生徒数の大きな変動を防ぐため、4 0人(1学級)を基本とする受入予定人数を設定しております。

さらに、平成25年度には、東京都が教員を加配することにより、中学校1学年についても35人学級の編制を実現したことから、平成26年度から受入予定人数も連動して35人を基本とすることとしました。

受入予定人数等については、学校施設の状況や学級数を踏まえて学校と協議しており、直近3年間では公開抽選を実施していません。

別表1≪調布市における学校選択制の実施状況≫

(事務報告書及び学務課資料より)



※上記表は選択制の希望票を提出した児童を利用者としてカウントしています。

別表2≪学校選択制の申請数及び受入予定者数の推移について≫ (学務課資料より)

入学年度		中学校 合計	調布 中学校	神代 中学校	第三 中学校	第四 中学校	第五 中学校	第六 中学校	第七 中学校	第八 中学校
平成19年度	申請数	155	45	58	6	15	4	20	5	2
平成19年度	受入予定者数	390	40	40	80	80	40	30	40	40
平成20年度	申請数	181	54	32	11	38	10	25	8	3
十八乙〇十万	受入予定者数	285	40	15	40	40	40	30	40	40
平成21年度	申請数	182	45	68	5	23	8	21	10	2
十八乙十八	受入予定者数	280	40	15	40	40	40	25	40	40
平成22年度	申請数	212	50	39	16	59	2	31	14	1
十八乙乙十尺	受入予定者数	275	40	5	40	40	30	40	40	40
平成23年度	申請数	203	41	43	10	35	17	38	8	11
平成と3年度	受入予定者数	285	40	5	40	30	30	40	40	60
平成24年度	申請数	194	44	22	18	21	9	25	22	33
平以244段	受入予定者数	280	40	10	40	40	30	40	40	40
平成25年度	申請数	207	48	33	22	23	8	20	23	30
平成乙分平反	受入予定者数	280	40	10	40	40	30	40	40	40
平成26年度	申請数	242	66	30	11	9	10	39	25	52
干风20千反	受入予定者数	215	35	10	20	35	10	35	35	35
平成27年度	申請数	245	50	35	12	19	11	57	21	40
十八乙十八	受入予定者数	235	35	10	35	35	35	20	30	35
平成28年度	申請数	163	34	20	13	18	8	28	19	23
十以ZO+技	受入予定者数	245	35	10	35	35	35	25	35	35
平成29年度	申請数	199	53	13	13	18	2	28	28	44
+ 队 ∠ 9 + 段	受入予定者数	265	35	35	35	35	35	20	35	35
亚成20年度	申請数	194	49	22	18	26	7	15	28	29
平成30年度	受入予定者数	270	35	35	35	35	35	25	35	35

※基本となる受入予定者数については、毎年、学校と協議のうえ設定しています。特に、大規模校化や小規模校化が懸念される学校については、学校規模による格差が生まれないよう配慮し、弾力的な受入予定者数を設定しています。

※上記表の網掛け箇所は、抽選を実施した中学校です。抽選の結果、当選とならなかった場合も指定校には必ず入学できます。

# 3 学校選択制の実施状況(都内)

東京都内における学校選択制の実施状況は別表3のとおりです。

調布市で実施している中学校の学校選択制(自由選択制)は都内27市区のうち21市区で実施されています。

別表3≪都内市区における学校選択制の実施状況≫

(東京都教育委員会調査より(平成30年4月1日時点))

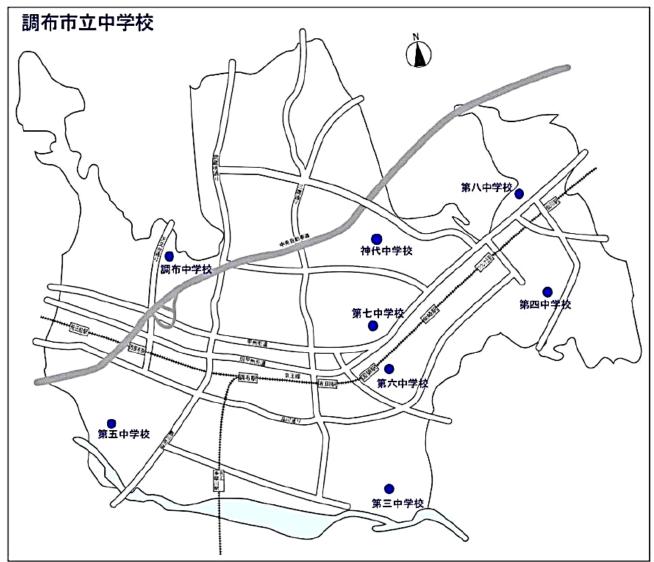
	【区部】 ※17区で実施	自由選択制	千代田区,中央区,港区,新宿区,文京区,台東区, 墨田区,江東区,品川区,渋谷区,荒川区,板橋区, 練馬区,足立区,江戸川区
		隣接区域選択制	目黒区,豊島区
中学		自由選択制	八王子市, <u>調<b>布市</b></u> ,町田市,清瀬市,武蔵村山市, 西東京市
仪	校 【市部】 ※10市で実施	隣接区域選択制	立川市
		特認校制	青梅市
		ブロック選択制	日野市(市内4ブロック)
		特定地域選択制	国分寺市

	【区部】	自由選択制	江東区,渋谷区,足立区,江戸川区
		隣接区域選択制	港区,新宿区,墨田区,目黒区,豊島区,荒川区, 板橋区
	※13区で実施	特認校制	中央区
小		ブロック選択制	品川区
学		自由選択制	西東京市
校	r → ÷p 3	隣接区域選択制	八王子市,立川市,町田市
	【市部】	特認校制	青梅市
	※7市で実施	ブロック選択制	日野市(市内6ブロック)
		特定地域選択制	国分寺市

#### ※町・村では実施無し

自由選択制	当該区市町村内の全ての学校について選択を認めるもの
隣接区域選択制	従来の通学区域は残したままで,隣接する区域内の学校について 選択を認めるもの
特認校制	従来の通学区域は残したままで、特定の学校について、通学区域 に関係なく、当該区市町村内のどこからでも選択を認めるもの
ブロック選択制	当該区市町村内をブロックに分け, そのブロック内の学校につい て選択を認めるもの
特定地域選択制	従来の通学区域は残したままで,特定の地域に居住する者について,学校選択を認めるもの

### ≪調布市立中学校通学区域≫



# | 調布中学校 | 所在地:富士見町4-17-1 | 町名 | 飛田給 | 1丁目全域 | 上石原 | 1丁目全域 | 宝土見町 | 全域 | 下石原 | 1丁目全域 | 小島町 | 1丁目全域 | 小島町 | 1丁目全域 | 2丁目41~56,60 | 布田 | 1丁目全域 | 2丁目41~56,60 | 野水 | 全域 | 野水 | 全域 | 西町 | 全域 | 西町 | 全域 | 調布ケ丘 | 1丁目全域 | 3丁目1~4,41~44 | 4丁目全域 | 深大寺元町 | 1丁目全域 | 4丁目全域 | 4丁目全域 | 2丁目全域 | 4丁目全域 | 4丁目を | 4丁目を

神	神代中学校 所在地:佐須町5-26-1					
	町名					
	佐須町	1丁目15~40,2丁目30~41 5丁目全域				
	柴崎	1丁目48~67,2丁目全域				
指定通学区域	菊野台	1丁目36の1~3,37,38の1 39(国税局菊野台寮1,2)40,41, 45,46				
	西つつじヶ丘	1丁目6~21,40~58 2丁目4,28~30				
	深大寺元町	2丁目1~3,5~41 3丁目全域,5丁目全域				
	深大寺北町	全域				
	深大寺東町	全域				
	深大寺南町	全域				

•				
<b>第三中学校</b> 所在地:染地3-2-7				
指	町名			
定通	布田	3丁目全域,5丁目全域,6丁目全域		
学	学国領町 4 1日主以(00)では、。)			
区域	染地	全域		
134	多摩川	6丁目全域,7丁目全域		
第「	第四中学校			

域	梁地	王以
194	多摩川	6丁目全域,7丁目全域
第四	四中学校	
	所在地: 若葉町	J3-15-1
指	町名	
定	東つつじヶ丘	2丁目全域,3丁目全域
通学区	西つつじヶ丘	4丁目1~16,22~52
×	入間町	全域
域	若葉町	全域
第	五中学校	
	所在地:上石原	i3-27-1
指	町名	
定	飛田給	2丁目全域,3丁目全域
通	上石原	2丁目全域,3丁目全域
学	下石原	2丁目全域,3丁目全域
区	小島町	2丁目1~40,57~59, 3丁目全域
域	多摩川	1~5丁日全域

第六中学校 所在地: 国領町3-8-23				
指	町名			
定通学	国領町	2丁目4~6,11,12,16,17, 19~27,3丁目全域 4丁目8の1,8丁目全域		
区	菊野台	1丁目1~31,2丁目全域,3丁目全域		
域	西つつじヶ丘	3丁目1~12,4丁目17~21		

第一	<b>七中学校</b> 所在地:八雲台	2-16-1
	町名	
	布田	2丁目全域
指定	国領町	1丁目全域 2丁目1~3,7~10,13~15,18
定通学区域	佐須町	1丁目1~14,2丁目1~29 3丁目全域,4丁目全域
1	柴崎	1丁目1~47
惊	菊野台	1丁目47~56
134	調布ケ丘	2丁目全域,3丁目5~40,45~74
	深大寺元町	2丁目の4
	八雲台	全域
_		

40.	第八中学校 所在地:仙川2-15-2			
l		町名		
	指定	菊野台	1丁目32~35,36 (36の1~3を除く)38 (38の1を除く),42-44	
	通	東つつじヶ丘	1丁目全域	
	学区域	西つつじヶ丘	1丁目1~5,22~39 2丁目1~3,5~27,3丁目13~38	
		仙川町	全域	
L		緑ヶ丘	全域	

※「調布市立学校通学区域等に関する規則」による